

## 居宅訪問型を届出するときの添付書類一覧

- ◆ 「認可外保育施設 設置届（様式第 1 号）」と一緒に提出すること。
  - ◆ 添付書類はすべて 2 部ずつ、順番に提出すること。
- 
- (1) 利用料金表（様式 1 に記入できる場合は省略可）
  - (2) 保育士または認定ベビーシッター等の資格証明書の写し（※有資格者のみ）
  - (3) 直近の研修の受講歴がわかるもの  
※利用する保護者へ必ず提示する必要があります。
  - (4) 入所児童に関する保険会社との保険契約書類（損害賠償保険、傷害保険など）の写し
  - (5) 利用案内チラシ、リーフレット、利用者募集広告など参考になる資料
  - (6) 保育可能な児童の数について  
※原則、ベビーシッター 1 人に対して、預かる児童は 1 人であること。
  - (7) 訪問した家で保育するにあたり、安全性を確保するためのマニュアル（換気、幼児ベッドの使用方法、便所、調乳場所など衛生的な状態をどう保つか、誤飲・誤食の防止策など）
  - (8) 非常災害に対する措置がわかるマニュアル  
※定期的な訓練や、緊急時における児童の安全をどう確保するかわかること
  - (9) 預かる児童の月齢、年齢に応じた提供する保育内容がわかるもの  
※保育所保育指針に基づくこと
  - (10) ベビーシッター開始後の年間研修受講計画  
※普通救命講習Ⅲの受講計画も含める。修了してから 3 年間隔で定期的な再講習を行うこと。
  - (11) 虐待等を発見したときに、どう対応するかわかるマニュアル  
※児童虐待防止リーフレット等を参照すること
  - (12) 食事の提供に伴う衛生管理、食事内容等をどうするかわかるマニュアル  
※「保育所における食事の提供ガイドライン」の内容を踏まえたもの
  - (13) 食事の提供に伴うアレルギー対応がわかるマニュアル  
※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の内容を踏まえたもの
  - (14) 児童の健康管理を聞き取る管理表のひな形  
※児童の普段の生活等を記載するもの及び当日の健康状況を把握するもの
  - (15) 児童の与薬に関するマニュアル
  - (16) ベビーシッター自身の健康診断の受診状況について（直近 1 年以内）

- ※健康診断において、レントゲン検査は必須
- (17) ベビーシッター自身の健康診断、検便の実施計画がわかる資料
- ※健康診断において、レントゲン検査は必須
- (18) 感染症にかかっていることがわかった児童に対するマニュアル
- ※「保育所における感染症対策ガイドライン」の内容を踏まえたもの
- (19) 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防・対策がわかるもの
- (20) 乳幼児の体調が急変するなどの緊急事態に対する対応マニュアル
- (21) 児童の安全確保対策がわかるマニュアル
- ※「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の内容を踏まえたもの
- ※不審者の立入防止も含む。
- (22) 普通救命講習Ⅲ（乳幼児に対する応急手当）を受講したことがわかる書類（修了証など）の写し 1部（提出時において、修了日より3年以内とする。）
- ※普通救命講習Ⅰを直近3年以内に受講したものは、その修了証の写しでも可とするが、開設後、1年以内に普通救命講習Ⅲを受講し、その修了証等の写しを提出すること。
- (23) 契約時に交わす契約書のひな形
- (24) 利用者へ提示するサービス内容の提示物
- (25) 預かっている乳幼児の様子を記録し、保護者へ報告する書面のひな形
- (26) 登録したマッチングサイトのサイト名、URL および厚生労働省作成の「子どもの預かりサービスマッチングサイトに係るガイドライン」に適合しているサイトであるかどうかわかるもの
- ※適合しているサイトの場合、「ガイドライン適合状況調査サイト」に掲載されたページを印刷して提出すること
- (27) 登録したマッチングサイトの自身の情報が掲載されている箇所を印刷したもの
- (28) トラブル発生時の対応方法および体制がわかるもの
- (29) 上記のほか、必要と思われる内容が記載されたもの

※注意※

届出後は、「認可外保育施設指導監督基準」の「第9 備える帳簿」に記載された帳簿等について、整備、保管しなければなりません。